

## 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の一部改正（案）に対する 市民意見募集結果について

「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の一部改正にあたり、見直し（案）に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

この度、実施結果とご意見への対応案をまとめましたので、公表いたします。

### 1 市民意見募集結果

#### (1) 実施概要

募集期間	令和5年9月1日（金）～令和5年10月2日（月）
提出方法	電子メール、FAX、郵送、窓口持参

#### (2) 意見提出状況

提出方法	件数
電子メール	10
FAX	3
郵送	0
窓口持参	0
計	13

#### (3) 意見の分類

意見の分類		件数
①	指針の見直し（案）にご賛同いただくもの	3
②	指針の見直し（案）に異議を申し立てるもの	1
③	指針に関するご意見だが、今回の見直しには直接関係ないもの	8
④	本市高齢者福祉施策に関するもの	1
合計		13

### 2 いただいた御意見と御意見への対応案

別紙「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針一部改正（案）」に対する意見一覧のとおり

## 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針一部改正（案）」に対する意見一覧

	「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針一部改正（案）」に対する御意見	対応案
1	要介護1について点数の変更や、辞退者の取り扱いについての変更はこれまでもすべき点かと感じていたのよいと思う。以前から要介護1、2の申し込みもできていたが、施設から声がかかり要介護1、もしくは2であると伝えたとこで入所を断られたことが数回ある。入所を受け付けられないなら申し込みの段階でそう対応すべき。そのあたりの施設の対応等についても取り決めがされることを希望。	頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。
2	今回の一部改正については、特に何もありません。 令和元年6月28日付（健高施第1001号）の通知で、「特別な事由による優先入所」における「エ」の解釈で、「災害時に自力で避難することが困難で、生命の危険が容易に推測され、早急に転居が必要な場合」を緊急的な対応で追加され、今後検討していくとのことでしたが、その後、特に通知はないのですが、何か変更等があれば教えていただきたいです。	令和元年6月28日付健高施第1001号の通知について、変更等はありません。こちらについては、緊急性が認められる場合の例示としてお示したものであり、指針に新たに追加することは考えておりません。
3	総じて、市が特養入所要件を見直すにあたり、非常に良いことと考えます。特養の数を増やすだけでなく、働くひとの確保、質を担保することを優先とした「横浜モデル」を確立すべきと考えます。 その内容には ・特養の職員負担を軽減する。高齢者の方の就労が介護事業で増えている中これは問題ではなく新しい経済仕組みの確立として、業務の細分化を軸として、高齢者や障害者の方も戦力として活用していく。支援方法や啓もう活動を市が担う。 ・特養ショートステイをなくし、横浜市が進める小規模多機能やグループホームショートステイをフルに活用していく道筋を作る。特養入所要件が緩和されることにより、入所サービスに集中し、ショートステイ機能を他サービスと連携させるとサービスの質と量が担保できるのではないかと考える。現場ではショートステイにいくとADLが落ちて帰ってくると定番になっている。 ・法文献を参考にするに認知症の方への記載が不足していると考え。現在急激に認知症+独居+高齢者の方が増えてきており、何件も詐欺にあっている方を目にする。その上で特養退所申請が緩和されていることは良いことと考える一方、入所時の認知症判断基準を明確にしてくださいと詐欺者からも守ることができるのではないかと考えます。  以上余計なことも申し上げましたが、このような意見書を広く募る横浜市指導課の姿勢に素晴らしく、感銘を受けるとともに、神奈川県ではなく、横浜市として高齢者特に認知症高齢者が生活しやすい施政を行っていただきたいと考えます。	頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。
4	入退所指針 3 入所申込の手続き (3) 受付センターは、入所希望者が特別養護老人ホーム入所申込書に記入した施設への入所を辞退した事実を把握した場合、当該施設への入所申込を削除することができる。  → この件に関しては、申し込み時点ですぐに入所を検討できていない方や、5カ所のうちで、本命を考えている方にとっては、本命以外からの声掛けに対して断ると今後の選択肢を狭めてしまうし、「入らなければいけない」というプレッシャーになると考えています。入りたい時期や辞退の理由も考慮すべきではないか？  4 入退所決定の手続き (7) 施設は、入所希望者が入所した際又は入所を辞退した際には、受付センターに連絡するものとする。また、受付センターは横浜市の要請により、当該入所者の情報を横浜市に提供する。  → この件についても、入所辞退の理由を明確にしないと、削除扱いにすべきではないと考えます。  ご家族としては、本命に入りたいが、本命に選ばれなかった施設にとっては、非常に厳しい状況に追い込まれている現状があるため、ある程度はやむを得ない面はある。 しかし、現時点ではサ高住や有料ホームの金額がユニット型と変わらなくなっているため、選択肢が増えてしまい、特養への待機者人数が減っている状況が続いている。 その中で、新たな特養建設を考えること自体、おかしいのではないか？ 現在ある施設に対する支援や内容を整えることに力を注いでほしい。	横浜市の特別養護老人ホーム入所申込では、希望する施設を5箇所まで記載いただけますが、本命施設とそれ以外といった考え方はありません。入所申込は、常に介護を必要とし、在宅での生活が困難であるため、特別養護老人ホームへの入所を必要とする場合にしていただくものです。したがって、施設から入所案内があった場合には、特段の事情がなければ入所に向けた手続きを進めていただくことが通常であると考えております。そのため、施設から入所の案内を行い、当該施設への入所を辞退した場合について、当該施設への申込のみを削除することを改正案としてお示ししています。 なお、施設への申込を断った場合でも不利益等はありません。また、当該施設への入所を再度希望される場合には、改めて入所の申込を行うことは可能です。
5	今回の一部改正において概ね内容問題ないかと思えます。  現状申込者の方の中には在宅希望にて今は良いです。あと3か月ぐらいしたら連絡をください等希望される方が多くいらっしゃいます。その為、希望者と緊急性がある、今入所したい希望の方の人数に違いがうまれることが多いです。在宅希望の方の入所申し込みの整備の必要性を感じます。  もしも整備に伴い入所希望者が少なくなったとしても現状、緊急性や必要性のある方の入所をより進めたいと個人的には考えております。	頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。

6	<p>要介護1・2の方でも困っている人がいるので、改正されて助かります。要介護1・2でも家族が遠方や、ネグレクト等の方と同じで生活困難な場合も多かった。</p> <p>区分変更し申込をしようとするが、区変が却下となることも少なくなかった。</p> <p>特例入所の要件の項目追加に、『オ 在宅生活することが著しく困難であり、特養入所が必要と思われる』との項目の追加は、入所条件の幅を持ってもらえていると感じます。</p> <p>介護ができない具体的な理由に『介護放棄』を追加について虐待のうち、ネグレクトを追加したことで、そのような状態の方は多いので条件に当てはまる。入所しやすくなります。また食べ物やお金などの経済的DVもあります。</p> <p>申込書の有効期間の変更について有効期間が2年だったと、改めて認識しました。1年は短いと思いますが、高齢の身体状況ほか、入居を必要とする方の状況の変化は著しいと思うので妥当と思いました。</p> <p>業務が多い中、大変ではありますが必要性という意味では良いと思いました。</p> <p>入所の必要が無くなった場合は、今までは取り下げの手続きを忘れがちでしたがきちんとしていくとの意見がありました。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>現在、すぐに特養を利用したくても受付センターに申し込んでから利用施設が情報を確認できるのは毎月決まった1日のみとなっています。</p> <p>迅速に入所できるよう「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の3（2）を変更することを提案します。詳細は以下のとおりです。</p> <p><b>【原文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。</p> <p><b>【提案文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ翌営業日までに情報を送付する。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>入所申し込みをしてからより早期に入所ができるようにすべきです。従いまして「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の3（2）を変更することを提案します。詳細は以下のとおりです。</p> <p><b>【原文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。</p> <p><b>【提案文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ翌営業日までに情報を送付する。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>施設入所の申し込み用紙を提出してから、入所案内の連絡がすぐには来ないので、早期に入所の案内が来るように改善してほしい。</p> <p>その為、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込書」の3（2）を変更することを提案します。</p> <p>・原文 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。</p> <p>・提案文 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ翌日までに情報を送付する。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>入所申し込みをしてからより早期に入所ができるようにすべきです。従いまして「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の3（2）を変更することを提案します。詳細は以下のとおりです。</p> <p><b>【原文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。</p> <p><b>【提案文】</b> 受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ翌営業日までに情報を送付する。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>

11	<p>入所申し込みをご家族の方がしてから、入居までの期間が長いと感じています。 電話で問い合わせをいただいた際に、特例以外でも様々な事情があり入居につなげたい方もいる中で、時間がかかりご本人の状態も大きく変わってしまう方もいる。 基本的に25日に各施設へ申込者が来ることになっていると思いますが、それでも数人程度で、状態の悪化等で入居につなげられない方も多くいると感じています。 少しでも早く入居につなげられるような仕組みに出来るのであればそれを望みます。</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>現在、特養への入所申し込みをしてから希望施設との調整などをして入所施設を検討できるまでに、長いと1か月もの時間がかかってしまっています。 入所希望者は、すぐにも施設でのケアが必要な場合が多くありますが、そのような状況でも申し込んでから施設側が申し込みを確認し連絡が来るまでのあいだ、在宅でのケアを受けながら、もしくは在宅でのケアを受けられないまま待たなければならないという状況になっています。 すぐに介護施設への入所ができないために、特養以外の施設を選択せざるを得なくなり予算以上の利用料を支払うことになっているというケースもあります。 そこで、申し込み後にすぐに希望施設と手続きができるような仕組みに見直したうえで、特別養護老人ホーム入退所指針の3-(2)の内容変更について、以下のように提案します。</p> <p><b>【原文】</b> 「受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。」</p> <p><b>【提案文】</b> 「受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ速やかに情報を送付する。」</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>行政からの優先入所の相談などへの加点 単身・身寄りなしなど、本人は困っているという状況理解はされていないが高齢担当や保護担当 担当ケアマネジャーや地域包括・病院、後見人などで困っているとの相談が増えている 施設サービスことで衣食住が安定していれば問題が軽減する方が入所しやすい仕組みや加点（順位を飛ばせる仕組み） 重複する問題（介護度では現れない状況があり、通常の配点ではなく特別加点で複数加点できるような仕組み） 施設が面接などで、その状況を確認することで更に加点できる配点など</p>	<p>頂いた御意見については、施策の推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。</p>